

千葉県選挙管理委員会告示第20号

令和3年3月21日執行の千葉市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動による支出金額の制限額を1人につき次のように定める。

令和3年3月7日

千葉県選挙管理委員会委員長 大野 雄子

20,171,300円